

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（案）参照条文

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（マレーシア協定に基づく関税割当制度）

第八条の八 マレーシア協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、マレーシアが発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十三年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。